

さいたま市告示第 1589 号

子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 58 条の 6 第 1 項の規定による同法第 30 条の 11 第 1 項の確認の辞退があったので、同法第 58 条の 11 の規定により告示する。

令和 7 年 10 月 10 日

さいたま市長 清 水 勇 人

1 特定子ども・子育て支援提供者の名称

若葉チャイルド保育室

2 特定子ども・子育て支援を提供する施設又は事業所の名称及び所在地

(1) 名称

若葉チャイルド保育室

(2) 所在地

さいたま市岩槻区金重 4 5

3 確認の辞退の年月日

令和 7 年 9 月 1 日

4 子ども・子育て支援施設等の種類

認可外保育施設